

業務方法書の変更（案）

改正案	現行
（意思決定ルールの明確化等） 第17条 管理運用法人は、経営委員会を頂点とした意思決定ルールの明確化等を図るため必要な規程（細則等を含む。以下同じ。）を整備するとともに、業務の執行における理事長の意思決定を補佐するため必要な会議を設置するものとする。 （監査委員会及び監査委員会監査） 第23条 管理運用法人は、監査委員会及び監査委員会監査に関し、次に掲げる事項を定めた規程を整備するものとする。 （1）監査委員会の運営に関する事項 ア～ウ（略） エ 組織規程における権限の明確化 オ（略） （2）・（3）（略）	（意思決定ルールの明確化等） 第17条 管理運用法人は、経営委員会を頂点とした意思決定ルールの明確化等を図るため必要な規程を整備するとともに、業務の執行における理事長の意思決定を補佐するため必要な会議を設置するものとする。 （監査委員会及び監査委員会監査） 第23条 管理運用法人は、監査委員会及び監査委員会監査に関し、次に掲げる事項を定めた規程を整備するものとする。 （1）監査委員会の運営に関する事項 ア～ウ（略） エ 組織規程（平成18年規程第4号）における権限の明確化 オ（略） （2）・（3）（略）